

平成 29 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名	M&Aキャピタルパートナーズ株式会社
代表者名	代表取締役社長 中 村 悟 (コード番号：6080 東証第一部)
問合せ先	取締役企画管理部長 上 原 大 輔 (TEL. 03-6880-3803)

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 26 日開催の取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達の目的】

当社は、後継者不在などにより事業承継ニーズを有する中堅・中小企業オーナーと譲受企業の間立ち、M&Aアドバイザーサービス（M&A仲介事業）を提供しております。そして、これまで会社の規模に見合った効率的な経営と資本の「選択と集中」を目的として、メインターゲットとする市場を中堅・中小企業の事業承継ニーズに絞るとともに、提供するアドバイザーサービスの業務領域を一部に特化した集中戦略を展開してまいりました。当社がターゲットとする中堅・中小企業に対するM&Aアドバイザーサービスの市場規模は、オーナーの高齢化が進んでいる現状などを背景に伸長しており、かかる状況は当面の間続くものと予想しております。

一方で、国内外の市場における多様化するM&A関連のニーズへの対応とそれに見合ったサービス拡充が、中長期的な経営課題となっております。

その中で、当社は平成 28 年 10 月 27 日付で株式会社レコフ及び株式会社レコフデータの全ての発行済み株式を取得し、完全子会社とする経営統合をいたしました。株式会社レコフは独立系M&Aのプロフェッショナル集団として 1987 年に設立されたM&Aブティックの草分けの企業で、業界再編に関連するM&Aに強みを発揮してきました。上場企業グループの経営統合等に伴う組織再編や企業再生、クロスボーダーM&Aなど、M&Aに関して幅広いアドバイザーサービスのノウハウを蓄積しています。株式会社レコフデータは業界関係者から官公庁、教育機関やメディアといったように幅広いユーザーに対してM&A専門誌『MARR』（マール）を中心としたM&Aに関する情報誌の発行やデータベースを提供しており、高い知名度と信頼を獲得しております。

当社は、従前より中堅・中小企業の事業承継型M&Aを強みとしていましたが、組織再編型M&Aや企業再生、クロスボーダーM&Aといった幅広いアドバイザーサービスに強みを有する株式会社レコフ及びM&Aデータの提供により高い知名度を有する株式会社レコフデータをグループ化することで、今後ますます拡大するM&A市場に対し、当社だけでは成し得なかったアドバイザーサービスが提供できるようになり、ひいては当社の事業領域を抜本的に拡大することが可能になると考えております。

今回の新株式発行による調達資金につきましては、当社による株式会社レコフ及び株式会社レコフデータの株式取得並びに当社による株式会社レコフの増資の引受けに際して平成 28 年 10 月 27 日付で金融機関から借入れた 35 億円全額の借入金の返済資金に充当する予定です。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 700,000 株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成29年6月5日(月)から平成29年6月8日(木)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、野村証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成29年6月12日(月)から平成29年6月15日(木)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役中村悟に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 105,000 株
種 類 及 び 数 なお、上記売出株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主から105,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役中村悟に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 当 社 普 通 株 式 105,000株
種 類 及 び 数
- (2) 払 込 金 額 の 発 行 価 格 等 決 定 日 に 決 定 す る 。 な お 、 払 込 金 額 は 一 般 募 集 に お け る 払 込 金 額 と 同 一 と す る 。
決 定 方 法
- (3) 増 加 す る 資 本 金 及 び 増 加 す る 資 本 金 の 額 は 、 会 社 計 算 規 則 第 14 条 第 1 項 に 従 い 算 出 さ れ る 資 本 金 等 増 加 限 度 額 の 2 分 の 1 の 金 額 と し 、 計 算 の 結 果 1 円 未 満 の 端 数 が 生 じ た と き は 、 そ の 端 数 を 切 り 上 げ る も の と す る 。 ま た 、 増 加 す る 資 本 金 等 増 加 限 度 額 から 増 加 す る 資 本 金 の 額 を 減 じ た 額 と す る 。
資 本 準 備 金 の 額
- (4) 割 当 先 野村証券株式会社
- (5) 申込期間(申込期日) 平成29年7月4日(火)
- (6) 払 込 期 日 平成29年7月5日(水)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 上記(5)に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役中村悟に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社から105,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しです。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、105,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われな場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成29年5月26日（金）開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式105,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成29年7月5日（水）を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成29年6月28日（水）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われな場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

2. 今回の公募増資及び本件第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	14,368,000株	（平成29年5月26日現在）
公募増資による増加株式数	700,000株	
公募増資後の発行済株式総数	15,068,000株	
本件第三者割当増資による増加株式数	105,000株	（注）
本件第三者割当増資後の発行済株式総数	15,173,000株	（注）

（注）前記「3. 第三者割当による新株式発行」（1）に記載の募集株式数の全株に対し野村證券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の公募増資及び第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 4,062,959,050 円について、3,500,000,000 円を平成 29 年 7 月末までに、当社による株式会社レコフ及び株式会社レコフデータの株式取得並びに当社による株式会社レコフの増資の引受けに際して平成 28 年 10 月 27 日付で金融機関から借入れた 35 億円全額の借入金の返済資金に充当し、残額が生じた場合には平成 30 年 9 月末までに、当社の認知度向上のためのプロモーション費用並びに人材採用及び教育費用等の運転資金の一部に充当する予定です。なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定です。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を上記(1)に記載の使途に充当することで財務内容の健全化を図ることができます。それにより、今後の更なるM&A、人材採用やマーケティング活動の強化に取り組むことができ、将来に亘っての安定的な収益基盤の強化に繋がるものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、将来の事業展開などを総合的に勘案しつつ、株主各位に対する利益還元である配当と事業機会に即応できる体質強化のための内部留保、そして経営活性化のための役職員へのインセンティブにも留意し、適正な利益配分を実施することを基本方針としております。

一方で当社は現在成長過程にあり、将来拡大に向けた内部留保の充実を図ることが必要な段階にあることから、剰余金の配当を実施しておりません。今後は、業績や配当性向、将来的な成長戦略などを総合的に勘案して決定していく方針であります。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。

(2) 配当決定にあたっての考え方

剰余金の配当を行う場合は、年1回の期末配当を基本としており、期末配当の決定機関は、株主総会であります。又、当社は機動的な配当対応を可能とするため、会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応できる経営組織体制強化の財源として利用していく予定であります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成 26 年 9 月期	平成 27 年 9 月期	平成 28 年 9 月期
1 株当たり当期純利益金額	36.53 円	67.70 円	77.50 円
1 株当たり年間配当額 (うち 1 株当たり中間配当額)	－円 (－円)	－円 (－円)	－円 (－円)
実績配当性向	－%	－%	－%
自己資本当期純利益率	30.1%	33.9%	28.6%
純資産配当率	－%	－%	－%

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (注) 1. 1株当たり年間配当額、実績配当性及び純資産配当率は、無配のため記載しておりません。
 2. 自己資本当期純利益率は、決算期末の当期純利益を自己資本（期首と期末の平均値）で除した数値であります。
 3. 当社は平成26年5月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を、又、平成27年9月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより、平成26年9月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益金額を記載しております。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、会社法の規定に基づく新株予約権方式のストックオプションを発行しており、内容は次のとおりであります。なお、今回の公募増資及び本件第三者割当増資後の発行済株式総数15,173,000株に対する下記の交付株式残数合計の比率は8.2%となる見込みであります。

(平成29年5月26日現在)

取締役会決議日	交付株式 残数	新株予約権 の行使時の 払込金額	資本組入額	行使期間
平成23年9月13日	300,000株	42円	21円	自平成25年10月1日 至平成32年12月13日
平成24年3月14日	108,000株	92円	46円	自平成26年3月31日 至平成33年12月15日
平成27年1月30日	264,800株	1,085円	565円	自平成30年1月1日 至平成62年12月31日
平成28年11月15日	564,500株	2,935円	1,503円	自平成32年1月1日 至平成64年12月6日

(注) 当社は平成25年5月15日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を、平成26年5月1日付で当社普通株式1株につき3株の株式分割を、又、平成27年9月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。上表の「交付株式残数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「資本組入額」は、当該分割後の内容を記載しております。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金
平成26年12月12日	307,275千円 公募増資	440,937千円	430,687千円

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成26年9月期	平成27年9月期	平成28年9月期	平成29年9月期
始 値	10,000円 ※1,990円	2,071円 ※1,980円	1,690円	2,170円
高 値	10,900円 ※2,676円	4,485円 ※2,063円	2,524円	5,870円
安 値	3,625円 ※1,930円	1,920円 ※1,563円	1,423円	2,002円
終 値	6,100円 ※2,081円	3,815円 ※1,658円	2,165円	5,650円
株価収益率	28.5倍	24.5倍	27.9倍	一倍

- (注) 1. 当社は平成25年11月20日に東京証券取引所マザーズに上場しましたので、平成26年9月期の株価については、当該上場日以降の株価で表示しています。
2. 平成26年9月期の株価の※印は、株式分割（平成26年5月1日付で株式1株を3株に分割）による権利落後の株価を、平成27年9月期の株価の※印は、株式分割（平成27年9月1日付で株式1株を2株に分割）による権利落後の株価を示しております。
3. 平成29年9月期の株価については、平成29年5月25日現在で表示しています。
4. 株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり当期純利益金額で除した数値です。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等
該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である中村悟、十亀洋三及び中村陽子は野村証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は野村証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。